

議会の委任による専決処分の報告
(世田谷区立瀬田小学校改築給排水衛生設備工事)

- 1 契約件名 世田谷区立瀬田小学校改築給排水衛生設備工事
- 2 相手方 東京都世田谷区南烏山四丁目 4 番 1 5 号
福吉・猿渡建設共同企業体
代表者 東京都世田谷区南烏山四丁目 4 番 1 5 号
福吉設備工業株式会社
代表者 山 下 和 美
構成員 東京都世田谷区喜多見一丁目 2 1 番 1 3 号
有限会社猿渡設備工業所
代表者 猿 渡 順 一
- 3 契約金額 議決金額 3 2 4, 6 3 2, 0 0 0 円
変更金額 3 3 5, 9 0 5, 9 0 0 円
- 4 工 期 令和 8 年 2 月 2 7 日
- 5 変更理由 ①工事請負契約約款第 2 5 条第 6 項の規定に基づき、賃金水準及び物価水準の変動に係る費用を追加する必要性が生じたため。
②工事着手後、当初想定していた柵を設置するためのスペースが不足することが判明し、口径が小さいものに変更する必要性が生じたため。
- 6 専決処分日 令和 7 年 1 月 2 0 日